

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は中国四国厚生局長に下記の届出をおこなっております。

(令和7年2月1日現在)

療養病棟入院基本料1 (ベッド定数58床)

- ◆日勤帯 (8:30~17:00) 看護師5名以上、看護補助者5名以上
 - ・看護師1人あたりの受持ち患者数11.6人
 - ・看護補助者1人あたりの受持ち患者数11.6人
- ◆職員配置
 - 夜勤帯 (16:30~翌日9:00) 看護師3名、看護補助者1名
 - ・看護師1人あたりの受持ち患者数19.3人
 - ・看護補助者1人あたりの受持ち患者数58名
- ◆入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制
 - ・入院の際、7日以内に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしています。

基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆療養病棟入院基本料1 (看護補助体制充実加算1)
- ◆入退院支援加算2 ◆療養病棟療養環境加算1
- ◆認知症ケア加算3 ◆データ提出加算
- ◆診療録管理体制加算3 ◆救急医療管理加算
- ◆協力対象施設入所者入院加算

※当院では、駐車場を含め、病院敷地内は全面禁煙となっております。